

諮問事項③ 神戸市景観計画の変更について

神戸市景観計画本編 資料6のとおり

理 由

本市では、全国でも先駆けて昭和53年に神戸市都市景観条例を制定し、条例に基づく地域や地区の指定による届出制度を運用してきた。平成16年の景観法制定に伴い、平成18年に神戸市景観計画を策定して以降は、景観法に基づく景観計画区域における届出制度と条例に基づく地域や地区における届出制度のそれぞれを運用してきたが、景観法に基づく景観計画区域を拡大することにより、景観計画区域における届出制度に一本化する。

また、神戸らしい夜間景観の形成を目指すため、夜間景観に関する基準を追加するとともに、都心・三宮再整備の推進のため、景観計画区域の中の重点地域のひとつである税関線沿道都市景観形成地域の区域を拡大し、税関線沿道・三宮駅前沿道景観形成地区として再編する。

さらに、景観計画区域の拡大により景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の指定制度を活用できる区域も広がることから、それらの指定の方針を示すほか、各地域・地区における景観形成基準等の一部を見直すなどの変更を行うものである。

(参考) 変更の概要

1. 景観計画区域の拡大 (第1章で規定)

本市ではこれまで、景観法と神戸市都市景観条例のそれぞれの規定に基づき地域や地区を指定し、景観に関する届出制度を運用してきた。

しかし、このことによって、目的や方法は同様であるにもかかわらず、わかりにくく複雑な体系となっていることから、都市景観条例に基づく地域・地区における届出制度を廃止し、景観法に基づく景観計画区域を拡大することにより、景観法に基づく届出制度に一本化する。

【変更前後の区域、地域・地区の比較】

変更前 (現行)		変更後	
景観形成指定建築物等届出地域 ※下記の景観計画区域、都市景観形成地域以外の市全域	※眺望景観形成区域は、各地域・地区の中の区分	景観計画区域全域 ※重点地域・地区にも基準を適用	
景観計画区域 北野町・山本通 税関線沿道 旧居留地 神戸駅・大倉山 須磨・舞子海岸 岡本駅南 南京町		重点地域・地区 眺望型景観 ポニーアイしおさい公園 元町1丁目交差点 須磨海浜公園 ビーナステラス	
都市景観形成地域 ハーバーランド 波止場町・メリケンパーク 新港突堤西 震災復興記念公園周辺 HAT神戸 ポートアイランド西 兵庫運河周辺		環境型景観 都市景観形成地域 北野町・山本通 旧居留地 神戸駅・大倉山 須磨・舞子海岸 岡本駅南 都心W F ハーバーランド 波止場町・メリケンパーク 新港突堤西 震災復興記念公園周辺 HAT神戸 ポートアイランド西 兵庫運河周辺 沿道景観形成地区 税関線・三宮駅前 南京町	

※ が景観法に基づく景観計画区域、それ以外は都市景観条例に基づく地域・地区

2. 夜間景観形成基準の策定 (第2章で各地域・地区ごとに規定)

近年、まちの活性化や賑わいづくりにおいて、夜間景観形成の重要性が広く認知されるようになっており、一体的な誘導策が必要となっている。

また、LED等の照明技術の進歩により、デジタルサイネージなどの映像装置が街なかで見られるようになってきているが、これらは賑わいを演出する効果がある一方で、使い方によっては光害の発生をもたらす恐れがある。

そこで、今回の変更では、神戸らしい夜間景観の形成を目指し、良質な光の誘導を図るため、夜間景観形成基準を新たに策定する。

(1) 夜間景観形成方針 (景観計画区域全域)

- 1 温かみのある夜間景観を印象付け、安心して快適な夜間環境を創出する。
- 2 地区特性にあわせた夜間景観形成に努め、適切な照度 (水平面・鉛直面)、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。

(2) 夜間景観形成基準

①景観計画区域全域（大規模な行為にのみ適用）

《建築物》

a. 全域に適用される基準

照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
	変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
	演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

b. 商業業務地に追加される基準

照明	○通りを過度に照らさず、建築物から漏れる光で沿道を柔らかく照らすなど、行き交う人々をもてなす照明を演出する。
----	--

《屋外広告物》

		商工系地域	住居系地域
照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。	
	変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。	○原則として掲出しない。
	変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	

②重点地域・地区ごとの特性に応じて適用される基準

《建築物》

照明	演出	○歴史的な建築物やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。[北野町・山本通、旧居留地] ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。[須磨・舞子海岸]
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	○店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。[旧居留地、神戸駅・大倉山、岡本駅南、税関線・三宮駅南、南京町]

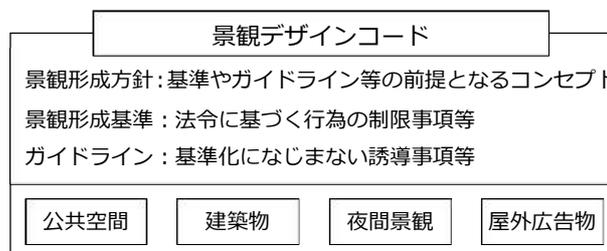
《屋外広告物》

照明	輝度・グレア	○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。[南京町を除く]
映像装置		○（原則として）掲出しない。[北野町・山本通、神戸駅・大倉山の太倉山ゾーン、岡本駅南]

3. 税関線沿道都市景観形成地域の変更（第2章の2-4-1で規定）

都心・三宮の再整備に際し、平成30年9月に策定した『神戸三宮「えき~まち空間」基本計画』の中で、官民が連携しながら神戸の玄関口にふさわしい空間の創出を目指すため、公共空間に備えるべき役割や機能、周辺建築物等のあり方等をまとめた「景観デザインコード」を設定することとしている。

令和元年10月に「景観デザインコード」のコンセプトとなる「景観形成方針」を策定し、公共空間や建築物等における景観形成の基本的な考え方を示したが、「景観デザインコード」を構成する「景観形成基準」を担うものとして、税関線沿道都市景観形成地域における景観計画を変更し、先に策定した「景観形成方針」の考え方の実現に向け、当該区域内の建築物や工作物、屋外広告物の景観誘導を図る。



(1) 区域名称

現行：税関線沿道（都市景観形成地域） → 変更：税関線・三宮駅前（沿道景観形成地区）

(2) 区域

①三宮駅周辺の区域を拡大

特別用途地区の都心機能誘導地区のうち、住宅等の建築を禁止する都心機能高度集積地区に合わせて拡大し、商業・業務などの都心機能の誘導とともに、上質なにぎわい景観の形成を目指す。

②ゾーンを5つに分ける（現行：4つのゾーン）

三宮駅周辺を新たなゾーン④とし、現行のゾーン④の残りの部分をゾーン⑤とする。

③特に重要な道路や街角を景観形成道路及び景観形成街角として設定

三宮クロススクエアを景観形成道路B、三宮交差点と国際会館前交差点を景観形成街角C、Dとする。

(3) 良好な景観の形成に関する方針

税関線沿道都市景観形成地域の当初指定時の方針をふまえ、三宮駅前の良好な景観形成を図るための見直しを行うほか、拡大する区域を含め、ゾーンごとの特性に応じた考え方を示す。

(4) 景観形成基準

ゾーン④及びゾーン⑤における建築物及び工作物に関する基準（規制又は措置の基準として必要な制限）を追加する。

4. その他の方針、基準等の見直し（第2章で各地域・地区ごとに規定）

(1) 方針、基準の見直し

基本的に現行の方針及び基準を踏襲するが、これまで運用で行っていた事項をただし書きとして追加するなど、一部を変更する。

各地域・地区共通	良好な景観の形成に関する方針		これまで地域・地区ごとのガイドライン等に記載していた事項を景観計画に記載。
	建築物等	壁面後退部分	壁面の位置の制限がある場合は、後退部分に工作物も設置できないことを明確にするため、下記の基準を追加。 ○壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。
		共同住宅等のアンテナ	「共聴アンテナとする」という基準を削除。
2-2-3 須磨海浜公園	建築物等	色彩	適用除外とするただし書きに下記を追加。 3 外観の面積が小規模な場合など、景観に与える影響が少ない色彩 4 夏季限定に設置される仮設建築物等に使用される色彩
2-3-1 北野町・山本通	屋外広告物	全ての広告物の基本事項	地域団体における議論の結果、派手な色彩の広告や過剰な量の広告物掲示に対応できるよう下記の基準を追加。 ○表示内容は、簡素化する。 ○色の彩度を低くし、調和を図る。 ○色数を少なくし、原色の組み合わせを避ける。
2-3-4 須磨・舞子海岸	建築物等	備考欄	基準の適用除外について、下記を追加。 1 建築物の高さの最低限度、壁面の位置の制限、建築物の間口率については、敷地の規模形状によりやむを得ない場合は適用しない。
	屋外広告物	電柱又は街灯柱利用広告物	下記の基準を削除。 ○国道2号線での突出し型は、掲出しない
2-3-5 岡本駅南	建築物等	建築面積	下記のただし書きを追加。 ○ただし、敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りでない。
	屋外広告物	集合看板	集合看板の扱いを独立した項目としてわかりやすく記載し、下記のただし書きを追加。 ○ただし、当該店舗・事業所の間口が20m以上の場合、集合看板の距離を20m空けるごとに1個追加することができる。

(2) 区域境界の調整

市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更にあわせ、2-2-1 ポーアイしおさい公園、2-3-1 北野町山本通及び2-3-6 都心ウォーターフロントのC. 新港突堤西ゾーンの区域の境界を調整する。

5. 景観上重要な建造物等の指定等（第3章で規定）

景観計画区域の拡大により、景観法に基づく景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度を活用できる区域も広がることから、それらの指定の方針を示す。

景観法の制定以前より運用してきた神戸市都市景観条例に基づく景観上重要な建築物等の指定制度と一体的に運用するため、条例に基づく指定の方針もあわせて示す。

〔参考〕 現行の神戸市景観計画 [当初：H18. 2. 1 変更：H22. 7. 1、H25. 4. 1、H28. 3. 25]

1 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

- 区域1 北野町山本通都市景観形成地域
- 区域2 税関線沿道都市景観形成地域
- 区域3 旧居留地都市景観形成地域
- 区域4 神戸駅・大倉山都市景観形成地域
- 区域5 須磨・舞子海岸都市景観形成地域
- 区域6 岡本駅南都市景観形成地域
- 区域7 南京町沿道景観形成地区

2 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

神戸は、美しい港、緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、山の変化に富んだ、明るく開放的で、異国情緒豊かなまちを形づくっている。

この神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図る。

それぞれの区域における景観形成の方針は、各区域の別表1のとおり。 （別表1省略）

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

(1) 規制又は措置の基準として必要な制限（法第8条第4項第2号関係）

各区域の別表2のとおり。 （別表2省略）

(2) 条例で定める届出対象行為（法第8条第4項第1号関係）

景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為は木竹の伐採とする。

4 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけており、市民に愛され親しまれている近代洋風建築物、古民家及び社寺仏閣のうち、区域の景観形成の方針に資するものについて指定する。

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

（法第8条第2項第4号イ関係）

各区域の別表3のとおり。 （別表3省略）